



保健センターが
お勧めする

健康メニュー

申・問 保健センター ☎42-9055

エンジョイ！元気アップ講座

呼吸法からはじめる

「張先生の中国自然療法」

講師／県健康環境センター研究員 ^{ちよう}張 ^{ゆう}勇 氏

とき 7月13日(金) 13時30分～15時

ところ 市民体育館

持ち物 内ズック、運動しやすい服装、タオル、
健康手帳など

※申し込みは必要ありません。直接会場へお越しください。

歯の相談はコチラ

訪問歯科診療をご利用ください

通院が大変だということに、歯科医師が訪問診療をいたします。お気軽にご相談ください。

対象 おおむね40歳以上のかた

※主治医がおらず、受診が困難なかた

治療費 自己負担(保険診療)です。

※歯科医師の交通費は個人負担となります。

保健センターでは、歯の健康管理についてのアドバイスも行っています。お気軽にご相談ください。

自殺予防 無料電話相談をご利用ください

0120-735256

7月1日(日)～31日(火) 12時～18時

誰かに話そう、誰かと悩もう

ひとりで悩まないで、まず話してみませんか

県では、自殺予防キャンペーンとして「無料電話相談」を開設しています。かけてみようかな?と思ったら、すぐに受話器を取ってください。

問 県健康推進課 ☎018-860-1423

市内の田畑や里山で、熊の出没情報が寄せられています。これからの季節は、農産物を狙って民家近くにも出没する可能性があります。遭遇による事故を防ぐため、次のことに注意してください。

- ① 山で活動するときには必ず2人以上で行動し、単独行動は慎みましょう。
- ② 鈴、笛、ラジオなどを身に付け、周りに音を出しながら行動しましょう。
- ③ 子熊のそばには親熊が必ずいます。絶対に近寄らないでください。
- ④ もし熊に出会ってしまったら、あわてずゆっくり後ろに下がり、静かにその場から立ち去りましょう。
- ⑤ 生ごみや残飯、食べ物の容器などを屋外に捨てないでください。熊が人里や農地に近寄る原因になります。

検診の自己負担金が
無料になるかた

申請手続きが不要なかた

- ・70歳以上のかた
- ・70歳未満の老人医療受給者
- ・老人医療受給者証をお持ちください。
- ・受診前に申請手続きが必要なかた
- ・生活保護世帯のかた

事前に印鑑と緊急時医療依頼証を持参し、保健センターで手続きをしてください。検診会場では、無料証明書を提示してください。

・市民税非課税世帯のかた

事前に印鑑を持参し、保健センターで手続きをしてください。検診会場では、無料証明書を提示してください。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります

75歳以上の高齢者(後期高齢者)対象の老人保健制度は平成20年3月末で廃止され、同年4月からは新たに「後期高齢者医療制度」が始まります。

75歳以上のかたは、来年4月から現在ご加入の健康保険から「後期高齢者医療制度」に移行することになります。

後期高齢者医療制度の概要

- ① 平成20年4月1日現在で、75歳以上(一定以上の障害があるかたは65歳以上)のかたが対象。
- ② 医療費の自己負担は、現在の老人保健医療制度と同様(一般のかたは1割、現役並み所得のあるかたは3割)です。
- ③ 制度の運営は、県内すべての市町村が加入する「秋田県後期高齢者医療広域連合」が行います。
- ④ 保険料は原則として県内均一とし、介護保険料と同様に年金から徴収します。
- ⑤ 窓口業務、保険料徴収は市が行います。

※詳しくは、県後期高齢者医療広域連合ホームページ(<http://www.akita-kouki.jp>)からご覧になれます。

問 秋田県後期高齢者医療広域連合事務局
☎018-8338-0610



問 農林課 ☎49-3111(内線209)